

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和7年  
4月1日  
(火曜日)

## 目次

○訓令  
山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令（人事課）



### 山口県訓令第八号

庁中一般	山口県知事
各出張機	村岡嗣政
会計管理局	
山口県教育庁	
各教育機関	
山口県警察本部	
各警察署	
山口県議会事務局	
山口県監査委員事務局	
山口県人事委員会事務局	
山口県労働委員会事務局	

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。  
令和七年四月一日

### 山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

山口県事務決裁規程（昭和四十四年山口県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の1の表1の項の(1)のウの(ウ)中「一〇五五」を「二〇五五」に改める。  
別表第三の2の表中「中山間地域づくり推進課」を「中山間・地域振興課」に改め、別表第三の3の表消費生活センターの部10の項の(6)中「(五)」を「(三)」に改め、同項中(6)を(四)とし、(5)を(五)とし、同項の(4)中「指導命令、事業の停止命令又は解散命令」を「法令等の違反に対する処分」に改め、同項中(4)を(四)とし、(四)の前に次のように加える。

(9) 共済事業等に係る監督上の処分（法第94条の2）	○				
-----------------------------	---	--	--	--	--

別表第三の3の表消費生活センターの部10の項中(3)を(8)とし、(2)を(7)とし、(7)の前に次のように加える。

(4) 共済計理人の解任命令（法第50条の1(3)）	○				
(5) 業務の停止等の命令（法第53条の5）	○				
(6) 共済調査人の選任等及び解任（法第53条の10第7項、第3項）	○				

別表第三の3の表消費生活センターの部10の項中(1)を(3)とし、(3)の前に次のように加える。

(1) 業務改善命令（法第12条の2第3項において準用する保険業法（平成7年法律第105号）第306条）	○				
(2) 共済契約の募集の停止の命令（法第12条の2第3項において準用する保険業法第307条第7項）	○				

別表第三の3の表人権対策室の部3の項中「回和対策」を「部落差別（回和問題）」に改め、別表第三の4の表業務課の部1の項の(一)中「第8条第3項」を「第8条第2項」に改め、同部2の項の(3)中「第12条」を「第12条第1項、第4項」に改め、同項の(4)中「第3項」を「第4項」に改め、同項の(五)中「第4項」を「第6項」に改め、同項の(3)中「第4項」を「第6項」に改め、同項(5)中「(2)」を「(3)」に改め、同項(5)を(5)とし、(2)を(2)とし、(3)の次に次のように加える。





令和七年四月一日  
印刷  
発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁